

個人情報保護制度改正に伴う令和5年度における主な検討事項等について

1. はじめに

個人情報保護制度の改正に伴い、県では、法令や国の指針、審議会の答申等に従い、必要な条例、規則、要綱等の規程類を整え、職員への周知等を行う等、令和5年4月1日の改正個人情報保護法施行に向けての準備を整えてきた。

もともと、次に記載する事項については、令和5年度に継続して検討等を行う予定となっている。

2. 令和5年度における主な検討事項等

(1) 個人情報事務登録簿

ア 個人情報保護法と個人情報保護条例の主な相違点等

- 改正個人情報保護法では、個人情報ファイル（個人情報のデータベース等）について、個人情報ファイル簿を作成・公表しなければならない。ただし本人の数が一定の数（1,000人）に満たない個人情報ファイルは作成・公表義務の対象外となっている。
- 個人情報保護条例では、個人情報を取り扱う事務について、個人情報事務登録簿を備えなければならない（本人の数に係る限定はない。）。なお、改正個人情報保護法においても、条例で定めるところにより個人情報事務登録簿を作成・公表することが可能とされている。

イ 審議会答申要旨

- 必要に応じて事務の効率化を勘案した見直し等を行いつつ、条例に規定して個人情報事務登録簿の作成等を継続するか、個人情報ファイル簿をある程度法定の範囲を超えて作成することが望ましい。
- それらが困難である場合には、これまで個人情報保護条例において個人情報事務登録簿の作成対象であった、本人の数1,000人未満の範囲についても、個人情報事務登録簿か、これに類する帳票等を、規程等に明記して作成・公表することなどにより、内部チェック機能や、県民等による自己に関する情報の所在や内容の確認機能等による個人情報の適正な取扱いが引き続き確保されるよう、必要な対応を行うことが適当。

ウ 現在の状況

- これまで個人情報保護条例において個人情報事務登録簿の作成対象であった、本人の数1,000人未満の範囲についても、個人情報事務登録簿（記載項目は個人情報ファイル簿に合わせて変更）を、県の要綱に基づき作成・公表を行うこととしている。
- 現在、作成（現行登録簿からの移行作業）は完了しており、令和5年度早々に公表できる見込みとなっている。

エ 検討事項等

- 個人情報事務登録簿については、個人情報ファイル簿とともに、活用状況を適宜検証するなどして、個人情報の適正な取扱いが引き続き確保されるよう、運用していく。

(2) 行政機関等匿名加工情報

ア 個人情報保護法と個人情報保護条例の主な相違点等

- 改正個人情報保護法では、国と同様の行政機関等匿名加工情報制度（行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人を識別できないように、かつ、復元できないように加工して、民間事業者に提供する制度）が県にも導入されることとなる。
- 現行の個人情報保護条例では匿名加工情報制度に係る規定はない。

イ 審議会における対応の方向性（答申対象外）

- 新たな制度の導入のため、影響を受ける可能性のある全所属に周知を図り、必要に応じて個人情報保護委員会にも運用手順等の確認を行いつつ、改正法施行に向けた手順書等の準備を行っていくこととする。

ウ 現在の状況

- 県庁内における役割分担や事務フロー等を整え、職員へ制度概要等の周知を行っている状態。
- 個人情報保護委員会へも確認をしつつ、行政機関等匿名加工情報への加工の契約に係る契約書及び仕様書や、行政機関等匿名加工情報の利用の契約に係る契約書等、制度運用に必要な事項について検討を進めているが、難航している状況となっている。

エ 検討事項等

(7) 行政機関等匿名加工情報への加工契約の関係

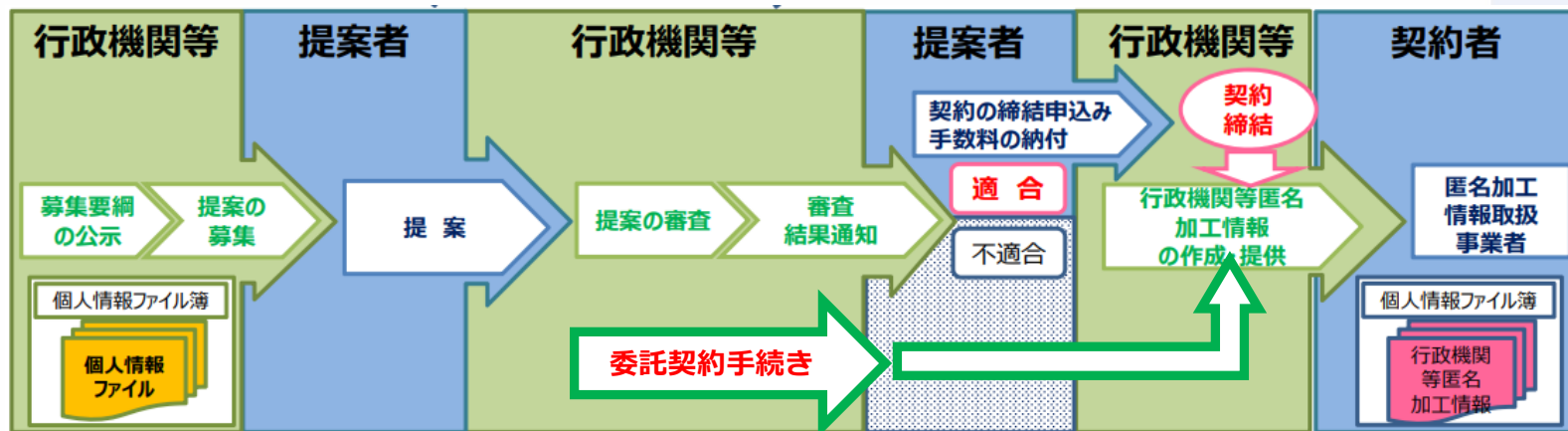
- 県が発注する契約は、予定金額にもよるが、原則として入札によることとなるところ、実際に加工作業を行う前の段階で、入札に耐え得るような仕様を示すことが困難であり、令和5年度においても継続して検討が必要と見込まれる。
- 行政機関等匿名加工情報への加工の契約の結果、作成された情報が、行政機関等匿名加工情報としての要件を満たしているのか（特定の個人を識別できないように、かつ、復元できないようになっているのか）の確認が困難であり、令和5年度においても継続して検討が必要と見込まれる。

(4) 行政機関等匿名加工情報の利用契約の関係

- 個人情報保護委員会が標準様式として示している契約書では、行政機関等匿名加工情報に関する著作権についての規定が置かれており、行政機関等匿名加工情報が著作権法における著作物に該当する可能性があることが想定されているように見受けられるが、該当の有無の判断をどのように行うべきか、また、該当の有無に伴い、行政機関等匿名加工情報の利用の契約の性質をどのようにとらえて契約書等に反映すべきか（例えば著作物の利用許諾として整理するか等）、整理が困難であり、令和5年度においても継続して検討が必要と見込まれる。

加工契約（委託）と利用契約

別紙



②利用契約前に、①加工契約を締結する
ただし、加工作業は、
②利用契約後から行う

<課題>

- 実際の加工作業の前に、加工の仕様を固めること
- 作成された情報の匿名化の確認

② 提案者と利用契約

※ ①加工契約の効力発生

① 作成のための加工契約（委託）

※ ①加工契約の効力は、②利用契約締結まで停止とする